

## 河川入門講座 (31)

## 都市河川対策 —都市水害への対応—

公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫



昭和39年(1964)の東京オリンピックの頃の河川をめぐる大きな問題というと、水質汚濁対策でしたが、実はもう一つ、都市水害への対策がありました。

昭和30年代前半に、狩野川台風、伊勢湾台風などによる大水害が続き、大河川の改修が急がれていました。その一方で、わずかな降雨でも市街地や住宅地が浸水する水害が頻発するようになりました。

河川の計画流量が百年に1回か二百年に1回の大暴雨や洪水を対象にするという時代に、時間雨量わずか15mmくらいで住宅地が浸水し、交通は途絶し陸の孤島になってしまうのですから、住民が怒り出すのも無理はありません。

経済発展に伴い、都市人口が急激に増加し、無秩序な住宅建設、宅地開発が進み、低湿地や水田地帯など水はけの悪い土地に住宅が増えたことが原因です。

さらに海に近い地域では長年の地盤沈下もあって、土地の標高が低く、いわゆる“ゼロメートル地帯”が存在していることも問題でした。

市街地からの排水というと、第一義的には下水道の仕事ですが、当時の建設省下水道部は河川水質の改善と市街地の衛生環境の向上のため、整備率わずか数%という下水道の普及・整備に全力を挙げており、とても雨水排除にまで手が回りません。

一方、当時の建設省河川局は、大河川の治水対策に忙殺されており、死者やインフラの被害の少ない都市水害への対応は不十分なものでした。

河川の氾濫、いわゆる「外水」による水害に対し、地域自体への降雨に起因する「内水」による水害は、二の次と見做されていたのです。

しかし、現実の被害の多発と世論の高まりもあって、河川局も対策に乗り出し、専門の部署として「都市河川対策室」を設け、政令市などの行う都市水害対策事業に国庫補助を行う、住都公団の宅地開発に伴う河川整備を公共事業として行う等の施策を導入しました。

市街地の降雨を地中へ浸透させる、道路とくに歩道の「透水性舗装」の普及、雨水を一時的に貯め下水道、水路、小河川へ直ちに流れ込まないようにする「雨水貯留池」の設置、個々の建物への降雨を自分の敷地内でタンクや地下に貯めておく「各戸貯留」などの、大規模なインフラによらない施策も考案、推薦、実施されました。

しかし、根本的な解決には到らず、その後、地球温暖化により降雨が激化したこともあり、現在なお降雨のたびにビルの地下の浸水や、自動車や電車が止まるような水害が発生しているのが実情です。

根本的には、浸水しやすい低地から住宅や建物を移転する、あるいは地下や一階が浸水しても被害を出さないビルの建築など、都市計画や建築規制等の制度面からの施策が不可欠です。近年、推進されている“流域治水”的考え方です。

なお、その後、旧河川局は、国土交通省の「水管理・国土保全局」となり、下水道部もその一部局となり、都市水害対策は一本化が図られ、現在、強力に推進されています。

下水道も、汚水対策がほぼ完了し、今後は市街地の浸水対策がメインの業務になっていきます。